

交企甲達第17号
平成29年7月26日
〔改正 令和3年2月3日〕
交企甲達第9号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察における危険予測教育機器の運用要領の制定について

危険予測教育機器の導入に伴い、別添のとおり「危険予測教育機器運用要領」を定め、より効果的かつ効率的に県民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故抑止に資することとしたので、積極的な運用に努められたい。

別添

危険予測教育機器運用要領

第1 目的

この要領は、危険予測教育機器（以下「KYT」という。）の適正な管理及び運用について必要な事項を定め、もってKYTの効果的活用を図ることを目的とする。

第2 運用の基本方針

- 1 所属長は、交通安全思想の普及・啓発に関する講習会等においてKYTを活用し、受講者の危険予測能力を向上させるよう努めなければならない。
- 2 所属長は、KYTを適正かつ確実に使用するため、その取扱いに習熟した警察職員の育成に努めなければならない。
- 3 KYTの使用は、警察職員に限るものとする。

第3 運用

- 1 運用はブロック運用とし、ブロックの指定は、「KYTブロック運用指定表」（別紙。以下「指定表」という。）のとおりとする。
- 2 KYTは、指定表で保管所属に指定された警察署（以下「保管所属」という。）で保管し、福井警察署にあっては交通第二課長を、その他の保管所属にあっては交通課長を運用管理者とする。
- 3 保管所属は、機器及び付属品をキャビネットに施錠して保管するなど、盗難及び紛失防止に万全を期すこと。
- 4 保管所属以外の所属がブロック内のKYTの貸出しを希望するときは、保管所属に直接連絡し、貸出しについて許可を受けること。貸出しは原則、ブロック内とするが、他ブロックと連絡調整を行った上で貸出しの許可を受けることを妨げない。
- 5 保管所属においては、KYTの所在を明らかにするため、KYT管理簿（別記様式）に貸出し及び返納状況を記載しておくこと。
- 6 保管所属は、KYTを貸し出すときは、機器及び付属品の故障・欠損等の確認を借受け所属の担当者立会いの下で実施すること。
- 7 本体に付属品以外のUSBを接続し、又はインターネットに接続するなど、目的外の使用はしないこと。

第4 活動報告

KYTを使用して講習を行った所属は、定型報告支援システムにより、交通企画課長に報告すること。

別紙、別記様式省略